

ふれあい

～平成23年12月1日発刊～



病院理念

『より質の高い 心あたたまる医療の実現』

基本方針

1. 患者様の人権を尊重し、十分な説明と同意のもとに安全で良質な医療をめざします。
2. 地域の基幹病院として医療機関との連携を促進し、地域医療の向上に努め、地域住民の健康維持に貢献します。
3. 救急医療と小児医療及び周産期医療の充実を図り、地域住民が安心できる医療を提供します。
4. 自治体病院として公共性を保ち、効率的な病院経営に努めます。
5. 職員は専門職としての誇りと目標を持ち、常に研鑽して知識と技術の向上に励み、チーム医療を推進します。
6. 働きがいのある職場として環境を整備し、明るい病院づくりをめざします。

院内広報誌『ふれあい』

患者様ならびにご家族の方々に病院をよく知っていただき
職員と患者様の交流の場となる誌面をめざしています。

千歳市北光2丁目1番1号
市立千歳市民病院
編集長 大田 光仁
事務局 総務課総務係
0123-24-3000(内線 231)

「カゼ」について

夏が終わり、風が冷たくなってくるとともに、「カゼ」で受診する患者さんが増えてきます。

風邪、かぜ症候群、感冒、common coldなどは、いわゆる「カゼ」を示す用語です。これらの用語の定義は文献により様々ですが、共通する部分としては、急性に起こる、咳・鼻汁・発熱・咽頭痛などの症状・原因のほとんどはウイルス・1週間ほどで自然治癒する、などがあります。英語では”cold”（寒い、冷たい）の語が含まれるように、記載の中には体を冷やした後に起こるもの、とするものもあり、「カゼ」の原因を寒さと結びつける考えもあります。

「カゼ」という言葉は定義も様々ですが、実際の使われ方もまた様々です。定義があいまいなためでもあります。定義の一部でも満たせば「カゼ」ということにしてしまっている場合が多いです。例えば、胃腸炎を「おなかのカゼ」と呼ぶ場合、咳・鼻汁どころか発熱さえないこともあります。原因がウイルスであるということ、自然に治癒するということが「カゼ」に含まれています。また、インフルエンザやアデノウイルス、RSウイルスなどは、自然治癒するウイルス感染症ですが、迅速検査により診断が可能のため「カゼ」には含めず、それぞれの名前で呼ばれることが多いと思います。小児科の患者さんは、季節を問わず「カゼ」に含まれる疾患が多いです。大部分の患者さんは、解熱剤、鎮咳剤などの対症療法で治りますが、一部の患者さんは、肺炎や中耳炎などの合併症を起こし抗生剤などの治療が必要になります。また、初期には「カゼ」のような症状しか出さない「カゼ」以外の病気もあります。重症なものとしては、脳炎、髄膜炎、心筋炎、白血病、急性喉頭蓋炎など、特別な治療を要するものとしては、川崎病などがあります。

こうした「カゼ」という用語の混乱には問題がないわけではありませんが、それでも私たち医師が患者さんへの説明の際に「カゼ」という言葉を使うのは、「自然治癒するもの」を説明するときが一番適しているからだろうと思います。



文責： 小児科 伊東 広臨

職場紹介シリーズ・第2弾

地域医療連携室

地域医療連携室は、市民病院と他の医療機関が協調して地域医療を充実させることで、市民の皆さんの健康維持に貢献できるよう設置された部署です。

スタッフは、副院長、看護師1名、社会福祉士2名、事務員2名、病院ボランティアコーディネーター1名の合計7名です。

市民病院が地域の基幹病院としての役割を十分に果たすために、地域医療連携室では、市内の病院や診療所と緊密に情報交換をしています。市民病院の外来には「かかりつけ医（ホームドクター）情報」を作成し展示しています。普段は近くの「かかりつけ医」を受診し、入院などの急な治療が必要なときに市民病院を受診していただくように、市内の医療機関との協力体制を整えています。

また、「市民健康講座」を毎月第3土曜日に院内で開き、市民の皆さまに耳寄りな情報を提供していますので、是非参加し、健康増進にお役立てください。

医療相談や各種の医療福祉制度についての相談も受け付けておりますので、お気軽に市民病院1階の地域医療連携室までお越しください。

なお、各種相談窓口のほかに、病院ボランティア『スマイルハートリー』の申込み窓口となっておりますので、当院でのボランティア活動に関心がございましたら、ご連絡ください。



市民健康講座予定表

1月21日	リハビリ科春日技師長	肩の痛みを予防しよう！
2月18日	脳神経外科瀧川診療部長	脳神経外科疾患について
3月17日	外科福島診療科長	乳がんのお話

※ 詳細については、千歳市広報、院内ポスターにてご確認ください！

薬剤科



【病院薬剤師の業務】

薬剤科は薬剤師 6 名、助手 1 名で、処方箋に従ってお薬を作る調剤業務をはじめ、入院患者さんを対象とした薬剤管理指導、注射薬個別払い出し、抗がん剤・高カロリー輸液のミキシング、薬剤情報提供や製剤・薬品管理、治験管理など多岐にわたる業務に携わっております。

私たち病院薬剤師は、医薬品の有効性と安全性のバランスが保たれるように医師や看護師と連携し、チーム医療の一員として最良の薬物治療が提供できるよう取り組んでいます。



【調剤業務】

調剤業務は医師が発行した処方箋を基に薬を調剤する業務です。発行された処方箋は薬剤師により処方監査が行われ、薬が正しい量で処方されているか、併用禁忌薬剤がないかなどチェック（処方監査）されます。この時点で問題のない処方箋は調剤にまわし、不備や疑問点があった場合は迅速に担当医師へ確認を取ります。

処方監査後は調剤に移り、計数調剤・秤量調剤・分包調剤などを行い、最終的に処方箋と薬剤が正しく調剤されているかを再度監査し、はじめて患者さんへお薬を安全にお渡しすることとなります。

また、入院患者さんに投与される注射薬についても、注射薬の投与量、投与期間、どこからどの位のスピードで投与するか、混合して使用する場合には薬同士が相互作用をおこして効果が変わることがないかなどのチェックを行い、患者さん毎に取り揃えています。

【製剤業務】

注射薬を無菌的に混合調製したり、医師の求めに応じ治療上必要であるが市販されていない薬を調製する業務のことです。

製剤品については、安全性、有効性、製剤方法などを十分に検討した後に調製しています。

【薬剤管理指導業務】

各病棟担当薬剤師が電子カルテや看護記録などから患者さんの情報を収集し、検査値などを把握した上で入院中の患者さんのベッドサイドに出向き、薬の効果、薬の飲み方、起こりうる副作用などを説明し、薬に対しての不安や疑問などをなくすため、安心して薬物治療に取り組んでもらえるように患者さんとのコミュニケーションを図っています。また、患者さんからの薬に対しての訴え（例えば副作用の発現、薬の剤形に対する問題など）をよく聞き、必要に応じて医師や看護師に情報伝達しながら、より効果的な治療となるよう取り組んでいます。このような取り組みを薬剤管理指導業務といいます。

【血中モニタリング業務】

お薬の中にはそのお薬を安全にかつ最も効果的に使用するために、患者さん一人ひとりのお薬を代謝する力の差によって投与量を十分に検討しなければならないお薬があります。薬剤科では患者さんの体重や年齢、腎機能などの値からそのお薬が最も効果的かつ安全に投与されるための量や投与間隔などを解析し、医師へ提案しています。このような業務を薬物モニタリング業務といいます。

【医薬品情報提供業務】

医薬品情報管理室では医師や看護師など院内医療従事者からの問い合わせに対して調査し、情報を提供しています。また、新しく採用された薬品や中止となった薬品の情報、新たに追加された副作用や効能などについての情報を提供するようにしています。

【医薬品管理業務】

医薬品管理業務とは薬品の購入から在庫管理、供給、適正使用までの一連の流れのチェックを行う業務です。医薬品は高額かつ有効期限の短いものも多く、無駄のない在庫管理を行うことも薬剤科の大切な業務のひとつです。また、麻薬、毒薬、劇薬、向精神薬についても徹底した管理を行っています。

文責　：　薬剤科長　佐々木　和久



編集後記

これから寒い冬がやって来ます。家に帰ると可愛い犬の散歩が待っていますが、毎日の支度にも気合が入ります。

第2外来 K

患者様の権利と責任

当院では、患者様の人権を尊重し、患者様と医療従事者が信頼と協力のもと、より質の高い心あたたまる医療を実現するため、『患者様の権利と責任』を定めています。

1 医療を受ける権利

どなたでも公平に、安全で適切な医療を継続して受けることができます。

2 知る権利

ご自分の病状や検査、治療について、理解し納得できるまで十分な説明を受けることができます。また、ご自分の診療録(カルテ)の開示を求めることができます。

3 自分で決定する権利

十分な情報提供を受けたうえで、ご自分の意思により検査や治療に対する同意や選択、拒否を決定することができます。

また、他院の医師の意見(セカンド・オピニオン)を求めることができます。

4 プライバシーの権利

診療の過程で得られた個人情報や病院内での私的なプライバシーが保護されます。

5 参加と協力の責任

これらの権利を守るため、患者様には医療従事者とともに医療に参加し、協力することが求められます。

- ① 現在の病状や過去の治療歴について、できるだけ正確に教えてください。
- ② 検査や治療は、必要性和安全性を十分理解したうえで受けてください。
- ③ 他の患者様の権利を尊重し、職員の業務に支障をきたさないよう、病院内のルール・マナーを守ってください。
- ④ 医療費の請求を受けた時は、速やかにお支払いください。
- ⑤ 臨床研究や医療従事者の教育にご理解のうえ、ご協力をお願いします。

平成 22 年 4 月 1 日
市立千歳市民病院 院長

『患者様の権利と責任』について、何かご意見がありましたら承りますので、ご遠慮なく医師、看護師、その他の職員もしくは【患者様相談窓口：1階医事カウンター①番窓口】までお知らせください。

患者様からいただきましたご意見を尊重し、日常の診療の改善に役立てたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いします。